

武蔵野市第五期長期計画・調整計画（平成 28 年度～32 年度）

討 議 要 綱

文書による意見を提出される市民または職員は、2 月 27 日（金）までに
下記へ提出してください。

（提出先）

第五期長期計画・調整計画策定委員会事務局

〒180-8777

武蔵野市緑町 2－2－28

武蔵野市総合政策部企画調整課

E-mail SEC-KIKAKU@city.musashino.lg.jp

F A X 0422-51-5638

平成 27 年 2 月

武蔵野市第五期長期計画・調整計画策定委員会

目 次

I はじめに	2
II 計画策定の基本的な考え方	4
III 第五期長期計画(平成 24 年度～)の実績	5
IV 人口推計・財政見通し	6
V 分野別の課題と方向性	8
1 健康・福祉	8
2 子ども・教育	10
3 文化・市民生活	13
4 緑・環境	16
5 都市基盤	19
6 行・財政	21
用語説明	24

参 考

討議要綱作成に当たっての参考資料等	27
《長期計画条例》	29
《各分野における個別計画》	30
《第五期長期計画・調整計画市民会議》	31
《無作為抽出市民ワークショップ》	32
《市民意識調査》	34
武蔵野市第五期長期計画・調整計画策定委員会委員	37

I はじめに

1. 長期計画・調整計画について

武蔵野市は、昭和 46 年の「第一期基本構想・長期計画」より、市民参加、議員参加、職員参加による策定を行ってきた。また、武蔵野市地域生活環境指標の作成や市政アンケート、市民意識調査による行政課題や全市民のニーズの客観的把握、4年ごとのローリングによる計画の見直しなど「武蔵野市方式」と呼ばれる策定方式は以来五期にわたる長期計画の策定に脈々と受け継がれてきた。

長期計画と整合を図りつつ、より専門的、具体的である個別計画の策定過程や、様々な市政の課題の解決にあたり市民の参加を求め、また、パブリックコメントの実施等積極的に市民意見を求めていることも「武蔵野市方式」の現在の形と言える。このことは長期計画の策定方式に限らず、市民参加が市政運営の最も重要な原理であり続けてきたことの表れである。

(1) 武蔵野市長期計画条例

国では、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的として、基本構想を議会の議決を経て策定することを地方自治法で義務付けていたが、地方分権推進の観点から、平成 23 年の改正により法的な義務付けを廃止した。しかし、本市は、前述のように第一期長期計画から市民参加の要である代表民主制としての議員、議会との議論を積み重ねてきた実績があり、議員、議会と長期計画の関わりの重要性を再確認し、「武蔵野市方式」による策定を制度化した「武蔵野市長期計画条例」を平成 23 年 12 月に制定した。

「武蔵野市長期計画条例」では、長期計画の策定は市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とすること、市が実施する政策は原則として長期計画に基づくこと等を定めている。

さらに同条例は、長期計画の前期5年の実行計画の見直しや市民等の参加、市長の責務、他の計画との関係について定めるとともに、議会との関係について、「市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。」と定めている。

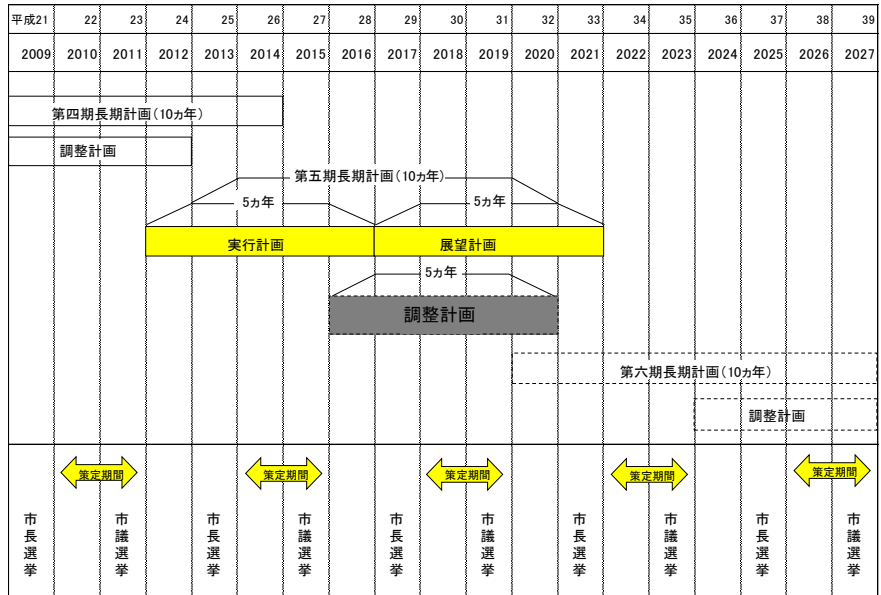
(2) 調整計画の位置づけ

そこで、今回の第五期長期計画・調整計画の性格を確認しておく。

10 年間を1期として策定される長期計画は、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画としている(武蔵野市長期計画条例第2条第3項)。そして、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする(同条例第3条)と規定しており、これが調整計画の策定である。

調整計画では、「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」の改定は行わず、実行計画に掲げられた施策のうち、事業未着手、目標未到達等の施策についてその対応、展望計画として託された施策の検討、長期計画策定時との社会状況の変化により求められる施策等

についての議論を主軸に、策定を行っていくものである。



2. 討議要綱について

この討議要綱は、「第五期長期計画・調整計画」を策定するための「たたき台」として、議論すべき課題等についてまとめたものである。討議要綱作成にあたっては、武蔵野市第五期長期計画・調整計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)に先立ち設置された「第五期長期計画・調整計画市民会議」(以下「市民会議」という。)及び昨年5月と11月、12月に開催された「無作為抽出市民ワークショップ」、庁内各部の現状及び課題についてのヒアリング、武蔵野市地域生活環境指標や武蔵野市の将来人口推計並びに武蔵野市民意識調査などの各種調査報告書、これまでに本市が策定した各個別計画及び実施状況報告書などを参考にし、関係施設の視察も含め計8回にわたる策定委員会での議論を経て作成した。この討議要綱をもとに、広く市民の意見を求めるものである。

なお、討議要綱は、後期5年の展望計画と

して託された施策の検討、法改正等の社会状況の変化に対応する新たな課題を中心に記載を行った。

長期計画策定時より事業が定常化したもの、現在個別計画や主要事業として課題解決のために議論が進行中のものについては、計画策定の対象となるものの、討議要綱の記載対象とはしないこととした。

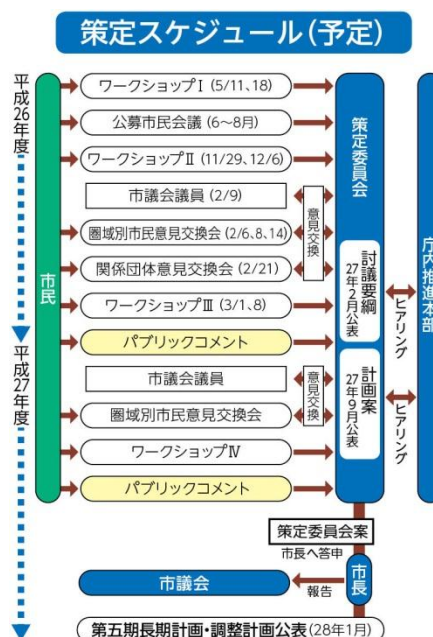
3. 今後の策定の流れ

この討議要綱をもとに、さまざまな手法により市民や関係者との意見交換を行うなど、広く意見を求めたうえで、調整計画案を作成し、本年9月頃公表することを予定している。その調整計画案について改めて広く意見を求めたのち、本年11月には、策定委員会案を市長に答申する予定である。

市長は答申された策定委員会案を尊重して、市長案として市議会に報告する。その上で、最終調整を経て平成28年1月に第五期長期

計画・調整計画が公表される予定である。

なお、本計画に係る市民の意見は、常に受け付けており、策定委員会宛の意見は、事務局である市総合政策部企画調整課宛に、郵送・メール等の手段によりお届けいただきたい。



Ⅱ 計画策定の基本的な考え方

前述のとおり、調整計画では、「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」については改定しない。調整計画の前提である第五期長期計画の基本的な考え方は以下のとおりである。

1. 市民自治の原則

市民自治は、昭和46年に策定した第一期長期計画において計画の原理とされ、以来40年間にわたって武蔵野市の市政運営の基本原則として継承されてきた。市民自治の原則とは、市民は主権者として、自らの生活地域について、自ら考え、主体的に行動し、その行動や選択に責任を負うことをいう。本計画においてもこれを継承しつつ、武蔵野市の「自治」を一層発展させていく。

2. 計画的な市政運営

少子高齢化や経済の定常化などを背景として、財政面では厳しさが増すなど、様々な面で従来とは異なる社会状況になると予想されている。このような社会の変化に柔軟に対応しながら

公共課題の解決に効果的に取り組んでいくため、武蔵野市の将来を見通した計画的な市政運営を推進していく。

3. 市民視点の重視

この40年の間に、公共課題は多様化・複雑化しており、多種多様な公共サービスが提供されている。選択と集中の観点から事業の見直しを推進していく必要があるとともに、市民志向・目的志向を重視した、市民の視点に立った公共サービスを展開していく。

4. 広域連携の推進

今日、地方自治体には自律とともに、独自の政策や市政運営が求められている。一方、災害時におけるリスク管理や、道路や上下水道などネットワーク機能が重要な都市基盤整備だけでなく、公共サービスの共同化などにおいても、自治体間連携の必要性が高まっている。今後も、効率的な自治体運営などの観点から、自治体間相互の連携を推進していく。

Ⅲ 第五期長期計画(平成 24 年度～)の実績

第五期長期計画のまちづくりの目標である持続可能な都市をめざして、着実に事業を推進している。

1. 健康・福祉

すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活が続けられることを理念とする「[地域リハビリテーション](#)¹」の実現に向け、孤立防止ネットワーク連絡会議の設置や、防災と福祉にまたがる災害時避難支援体制の検討、医療と福祉が連携した在宅療養体制の推進など分野を越えた連携が進んでいる。

障害者福祉については、基幹型相談支援センターの設置による相談機能のネットワークの強化やグループホームなどのサービス基盤の整備を行った。

2. 子ども・教育

待機児童の解消に向け、認可保育所をはじめ、認証保育所、市独自事業のグループ保育室の開設など、積極的に施策を推進した。

学校教育の充実については、知性を磨き、個性を伸ばす教育の推進を図るなど、計画に基づく事業を着実に推進した。

3. 文化・市民生活

地域コミュニティのあり方については、「[これからの地域コミュニティ検討委員会](#)²」を設置し、検討を行った。今後は答申内容の具現化に向けた取り組みを行う。

市の歴史を未来へ継承するとともに、地域の歴史を学ぶ拠点とするため、[武蔵野ふるさと歴史館](#)³を開設した。

安全・安心なまちづくりとして、24 時間パトロール体制を整備するなど、防犯力、犯罪抑止力を高める取り組みを実施した。

4. 緑・環境

環境学習・環境教育をはじめ、情報発信、啓発事業を行うなど、市民の自発的・主体的な行動につながるよう、各種事業を行っている。

多くの市民と議論を積み重ねてきた新武蔵野クリーンセンター(仮称)は、平成 29 年度の稼働開始に向け工事を進めている。

5. 都市基盤

三駅圏ごとのまちづくりについては、特徴ある都市基盤の整備を行った。吉祥寺駅周辺では、駅ビルや南北自由通路が完成した。三鷹駅周辺では、補助幹線道路の整備を進めている。武蔵境駅周辺では、鉄道高架化完成後の北口駅前広場や道路整備を進め、南北一体のまちづくりに向け都市基盤の整備を着実に進めている。

6. 行・財政

市政情報等の提供については、ソーシャルメディアの活用なども含め多様な媒体による発信を実施している。

「行財政改革を推進するための基本方針」を策定し、事務事業の見直しなどを含め財源の確保に努めている。また、「公共施設再編の基本的な考え方」を示し、今後の老朽化への対応について、財源確保と計画的な機能更新のための方策の検討を進めている。

計画期間の3年が経過しようとしているが、一定の評価されるべき成果はあるものの、さらなる対策に取り組むべき施策もある。

Ⅳ 人口推計・財政見通し

1. 人口推計

本市で実施した人口推計によると、基準年次の平成 26(2014)年1月1日時点で 140,527 人の総人口は、近年の大規模開発による人口流入の波及効果によって、当面は横ばいから微増で推移することが見込まれる。

この総人口の内訳を年齢3区分別人口で見ると、老年人口は増加傾向が続き、現在 21.5%の老年人口比率(高齢化率)は、平成 57(2045)年には 33.1%に達すると見込まれる。一方、年少人口は、大規模開発の波及で出生者が増加していることを背景に、現在の 11.3%から当面微増した後、平成 49(2037)年には 8.9%まで

低下する。その後、ここ数年の出生者が 20 歳代後半を迎えて再度上昇に転じ、平成 57(2045)年には 9.5%まで回復すると見込まれる。また生産年齢人口は、微減微増を経ながらも期間全体を通じては漸減傾向にあり、現在の 67.2%から平成 57(2045)年には 57.4%まで低下すると見込まれる。

前回(平成 22 年)推計と比較すると、総人口のピークの見込みが平成 30(2018)年から平成 55(2043)年と大きくずれたことは大きな違いであるが、年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の大幅な増加という傾向に変化はなかった。

将来年齢3区分人口比率



2. 財政見通し

(1) 財政の状況と課題

本市では、市税が歳入全体の6割を占めており、市民の担税力に支えられ健全な財政を維持してきた。平成25年度決算や平成26年度の市税動向では、市民税の納税義務者の増加による個人市民税の増、法人からの納税額の増加など、景気回復の兆しの動きがみられる状況である。

市の当初予算は、過去5年間に於いて560億円から600億円の間で推移しており、このうち市税は370億円前後と堅調である。歳出については、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が約240億円となっており、歳出全体の4割を占めている。歳出の増が著しいものは、社会保障費にあたる扶助費で、生活保護費、障害者自立支援給付費、保育所運営委託料などの増により、過去5年間で約39億円、47%増と大幅に伸びている。今後も市税の伸びを大きく上回ることが予想されており、堅実な財政運営を行う必要がある。

平成25年度末の基金積立額は362億円であるが、そのうち資産の更新・新設に備えるため、公共施設整備基金や学校施設整備基金、吉祥寺まちづくり基金、公園緑化基金を積み立てており、この残高は283億円になっている。一方、借入金、一般会計と下水道事業会計の市債と土地開発公社の借入金で、残高は

381億円となっている。

(2) 財政見通し

今後数年間における財政見通しについては、個人市民税がここ数年は大型マンション建設等による転入者増により微増すると見込んでいるが、法人市民税については税制改正の影響で減額を見込んでいる。また、消費税引き上げに伴う地方消費税交付金は増額となる。一方、歳出については、介護保険制度改革及び保育園待機児童対策への対応による扶助費の増や、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業、市民文化会館改修事業等の投資的経費の増が見込まれる。

中長期の財政見通しとしては、将来人口推計により生産年齢人口の漸減が見込まれており、市税収入については少しずつ減少していくと想定される。一方、歳出では、今後も社会保障費の増加が見込まれ、また老朽化する社会資本の更新に莫大な費用がかかることが想定されている。本市では、これまで財源不足に対応するための財政調整基金をはじめ、施設の更新やまちづくり整備のための各種基金に積立を行ってきたところであるが、今後想定される費用負担を考慮すれば、平成30年後半以降は厳しい財政運営になることが見込まれる。



V 分野別の課題と方向性

1 健康・福祉

基本施策1 支え合いの気持ちをつむぐ

(1)地域包括ケアシステム(まちぐるみの支え合いの仕組みづくり)の推進

重度の要介護状態になっても地域で暮らし続けられることなどを目標として、「[地域包括ケアシステム](#)⁴」が医療介護総合確保促進法に新たに明記された。本市では、この「地域包括ケアシステム」を第五期長期計画の重点施策である「地域リハビリテーション」の理念に基づく「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」として、市民を含めたすべての関係者が一体となって推進していく。

(2) 市民が主体となる地域福祉活動の推進

介護保険制度の大幅な改正により、要支援の方へのサービスのうち訪問介護・通所介護は市町村事業に移管されることから、地域での支え合いの重要性はますます高まることが見込まれる。年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが地域を支える担い手となる仕組みづくりを推進する。さらに、地域住民の主体的な参加を軸とした[テンミリオンハウス](#)⁵事業や[レモンキャブ](#)⁶事業等、地域における共助の仕組みである既存事業を推進・充実するとともに、市民が主体となる活動に対する支援を充実する。

(3)心のバリアフリー事業の推進

地域社会において、いかなる状況にあっても、一人ひとりがその多様性を認められ、個人として尊重されるべきである。本市ではこれまでも各種講習会や啓発事業等の心のバリアフリー事業を行っているが、平成 28 年に「障害者差別解消法」が施行されることに伴い、より一層教育機関や企業等とも連携し、心のバリアフリー

事業を推進する。

基本施策2 誰もが地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりの推進

(1)在宅生活を継続するための目標の共有化

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような仕組みづくりを進めるためには、行政職員や地域の専門職のみならず、市民を含めたすべての関係者が、在宅生活の継続に向けた症状の重度化の予防と介護者が安心して介護できる環境づくりという2つの目標を共有することが必要である。そのため、ケースごとに様々な関係者が参加する重層的な[地域ケア会議](#)⁷を活用するなどして、多職種連携強化などの取り組みを推進する。

(2)生活支援サービスの充実

在宅生活の継続に向け、訪問系サービスの整備を進めるとともに、24時間365日の相談等、相談支援体制の強化、見守り体制の充実や、地域による支援体制づくりを進めていく。

(3)保健・医療・介護・福祉の連携の推進

在宅で療養生活を継続するためには、保健・医療・介護・福祉に関係する多職種が連携した発症から終末期までの切れ目ない支援が必要である。そのため、「[脳卒中地域連携パス](#)⁸」や「[もの忘れ相談シート](#)⁹」の活用により連携をさらに推進する。また、[ICT](#)¹⁰を活用するなど情報共有化の仕組みづくりを行う。

(4)医療の機能分化への対応

高齢化の進展等に伴い、今後の医療ニーズが増加していくことが予想される。限りある医療資源を医療ニーズに合わせ、的確かつ効率的に提供できる体制を確保するため、[初期・二次・三次救急](#)¹¹等医療機関の機能分化を推進

する必要がある。他の自治体との連携等の検討を行いつつ、医療体制の機能分化について、かかりつけ医の重要性とともに、市民への効果的な周知を行う。

(5)生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援法の施行に伴い実施する生活困窮者への支援については、支援が必要な人を早期に発見する仕組みづくりと多様な支援方法の確立が課題となる。庁内の関係部署のみならず、庁外の関係機関との連携による多様かつ個別性に配慮をした伴走型支援を行っていく必要がある。

(6)認知症高齢者施策の推進

認知症コーディネーターリーダー（認知症地域支援推進員）を配置し、認知症の早期発見やアウトリーチ型の対応に努める。また、今後ますます独居の認知症高齢者が増えていくことも勘案しながら、見守り施策の充実や、市民への認知症理解の普及啓発を進め、認知症高齢者の地域での生活を支援していく。

(7)権利を守る取り組みの推進

権利を守る取り組みを推進するため、権利擁護事業・成年後見制度の周知を図るとともに、関係機関、団体との連携を一層深めていく。また、地域が一体となってあらゆる虐待の防止に努める必要があるため、虐待防止連絡会等を活用し、積極的に市民への普及啓発を図る。

(8)災害時における緊急対応

災害対策基本法の改正に基づき、庁内外の各関係機関等と地域福祉活動団体との連携の下、災害時における高齢者や障害者の安否確認や避難支援体制を強化していくとともに、発災後の生活継続支援体制を確立していく。また、災害対策を契機に、地域福祉活動の活性化を図る。

基本施策3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進

(1)健康寿命の延伸に向けた施策

健康寿命の延伸のため、年代に応じ、生涯を通じた健康づくりと、疾病の早期発見・早期治療の観点からがんの予防や生活習慣病の重症化予防に効果的な事業を実施する。

(2)こころの健康づくり

生活課題の複雑化などにより、メンタル面に関わる疾患の発症が増加している。早期発見と早期対応がこころの健康の回復、ひいては、自殺の予防にもつながる。こころの健康に対する市民の意識向上や知識普及に取り組む。また、メンタル面に関わる疾患が複合的要因によるものであることを踏まえ、関係機関との連携強化等を図り、相談体制を充実する。

(3)感染症発生への対策

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、発生に備え関係部署と連携して必要なマニュアル等の整備を進めるほか、その他の危険性の高い感染症発生時においても市民の生命及び健康を守るための対策強化に努める。

基本施策4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり

(1)高齢者・障害者の活動支援の促進

高齢者にとっては、社会参加こそが最大の介護予防や健康寿命の延伸につながるという考えのもと、高齢者が社会活動に参加しやすい仕組みを作っていく。また、障害者や引きこもりの人にとっても、社会の一員であることを自覚し、疎外感を感じることなく暮らしていける環境づくりが重要である。高齢者だけでなく障害者も、社会参加や文化・芸術、スポーツを通じて自己実現を図れる仕組みづくりを推進する。

(2)高齢者・障害者の雇用・就労支援

高齢者・障害者にとっても、就労は経済的に自立する手段であるとともに、生きがいとなりうる活動でもある。就労にあたって、一人ひとりの実情に配慮した支援を行うとともに、企業や事業者に対する支援も必要である。また、障害者優先調達推進法に係る調達方針に基づき、障害者施設などからの物品、サービスの調達を一層推進する。

(3)介護・看護人材の確保

団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 (2025) 年に向け、介護・看護の人材不足が深刻化してきている。介護・看護職員が自らの仕事にさらなる意欲を持って働き続けられる仕組みづくりを推進し、資格と経験を有する潜在的な有資格者の再就労支援についても検討する。また、先進的な知識や技術を共有化することにより、介護・看護現場の活性化や質の向上を図る。

(4)地域資源とニーズのマッチング

介護保険サービスを補完する生活支援サービスの充実のためには、地域の高齢者等が担い手として活躍できることがより重要となってくる。地域のニーズを掘り起こし、既存の地域資源や人材とマッチングさせる役割を担う「生活支援コーディネーター(仮称)」を地域包括支援センターに配置する。

基本施策5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備

(1)福祉サービスの再編

障害者の高齢化、重度化・重複化やその介護者の高齢化により、居住系サービス基盤(グループホーム等)などのさらなる整備が必要となる。また、障害者総合支援法の法内サービスの充実などにより、扶助費の増加が見込ま

れる。そのため、既存のサービスを検証し、再編を行うことによって、財源の配置を基盤整備にシフトさせていく。また、福祉サービス事業所の第三者評価受審の勧奨等を行うことで、引き続き施設サービスの質の向上を図っていく。(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会は、共助による福祉を推進していくため、それぞれの役割の明確化を行った上で統合を目指す。

(2)くぬぎ園¹²の跡地利用

医療ニーズの高い障害者に対応可能な施設の整備等が課題である。くぬぎ園の跡地の活用については、医療系サービスを核とした高齢者と障害者を一体的にケアできるような多機能複合型施設の設置等を視野に入れ、土地の所有者である東京都と継続的に協議を進めていく。

2 子ども・教育

基本施策 1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援

(1)子ども・子育て支援新制度¹³への対応

平成 27 年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートする。保育園入所待機児童対策は急がなければならない課題である。早期の待機児童解消に向けた計画的な施設の整備や、幼児期の教育・保育の質の向上のため、新制度に対応した取り組みを推進する。新たに認可事業となる地域型保育事業¹⁴と既存認可保育所等との円滑な接続を図るため、相互の連携を進める。また、育児休業取得後に安心して復職できる制度について検討を行う。

新武蔵野方式による市立保育園5園移管¹⁵後の評価・検証を実施するとともに、新制度下

における市立保育園の役割・あり方について検討を行う。

(2)子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実

子育て支援ネットワークの連携を引き続き強化し、児童虐待等の発生予防や、様々な課題を抱えた家庭の早期発見・早期対応を進める。さらに、子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、学習支援など生活困窮家庭の子どもへの支援のあり方について検討し、子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実を図っていく。

(3)障害のある子どもへの支援

子どもの健全な成長には、住み慣れた地域で、障害の有無で分け隔てることなく共に過ごすことが必要であり、そのためには、子育て・教育機関等が連携して、その環境づくりを推進していかななくてはならない。障害のある子どもとその家庭が地域で安心して生活していくための切れ目ない支援体制の構築を進めるとともに、障害児保育や学齢期における特別支援教育、学童クラブ、放課後等デイサービス事業等の放課後活動の支援についても整備・充実を図る。

基本施策2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実

(1)子育て支援団体や関連施設とつながる仕組みと情報発信の充実

子どもや子育て家庭が身近な施設や地域とつながり、孤立せずに安心して生活するため、子育てひろばを運営、実施している施設や団体等とネットワークを構築する。

子ども・子育てに関する多様な情報を盛り込んだリーフレットの発行やウェブサイトの立ち上げなど、市民や事業者の力を活かした運営方法等を検討し、子育て支援情報の集約・発信

の充実を図る。

(2)共助の仕組みづくり

子育て支援団体・グループや子育て中の家庭自身が、地域の子育て支援の担い手となるよう、その活動を支援するとともに、多様な主体によるひろば事業や子育て支援事業の展開を推進するなど、共助による子育て支援の充実を図る。また、来所型施策では対応できない子育て家庭への支援として共助を含めた新たな訪問支援施策について検討し、地域で子どもを守る体制を強化する。

基本施策3 青少年の成長・自立への支援

(1)小学生の放課後施策の充実

学童クラブ事業については、子ども・子育て支援新制度において小学校6年生までを事業の対象範囲とすることとなったが、当面は1～3年生(障害のある子どもは4年生まで)の受入れを優先し、より必要度の高い低学年において待機児童を出さないよう取り組みを進める。高学年児童(障害のある5～6年生を含む)については、在籍児童の状況を踏まえて、受け入れるための人的・物的環境の整備を図る。

(2)豊かな人間性と社会に踏み出す意欲の育成

青少年の成長を支援するため、様々な学習や体験の機会を提供し、豊かな人間性と社会に踏み出す意欲を育成していく。また、自分自身では解決できない課題や悩みを抱え、社会から孤立した青少年に対し、居場所の提供や学習支援を含む生活支援を行い、将来に希望が持てるよう取り組みを進める。

(3)地域活動への積極的な参画支援

青少年を対象に地域のリーダーを育成する講習会等を実施し、活躍できる場を提供するとともに、将来の地域活動の担い手として育て

いく方策を検討するなど、次世代を担う人材の育成や制度の拡充を図る。

基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備

(1)子育て支援実施体制の整備

第四次子どもプラン武蔵野(平成27～31年度)を着実に実施し、子ども施策を計画的・総合的に推進する。実施状況については、子どもプラン推進地域協議会において点検・評価を行い、速やかに改善等の必要な措置を講じる。併せて、子ども自身の意見を反映する機会として、「子ども協議会(仮称)」を設置する。

地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業については、(公財)武蔵野市子ども協会への委託による運営主体の一体化を進め、地域の小学生の放課後施策の中核を担う「新しい子ども施設」として、両事業の連携・協力を一層推進するなど、機能・質の充実を図る。

(2)子育て支援施設の整備

多様化するニーズに対応するため、各施設の機能・役割を整理・検証した上で、全市的な子育て支援施設のあり方や今後の整備方針について検討していく。

市立保育園について、現在策定中の「公共施設等総合管理計画」との整合を図りつつ、改築・改修計画を策定するとともに、子ども協会に移管した認可保育所及びその他の民間認可保育所についても、改築・改修に対する支援を行う。

基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育

(1)教育制度の変化に対応した学校教育の充実

国の第2期教育振興基本計画の策定をはじ

め、障害者権利条約の批准、障害者基本法や教育委員会制度の改正、いじめ防止対策推進法の制定など、学校教育に関わる制度が大きく変化している。第二期学校教育計画(平成27～31年度)に記載した施策・取組を着実に実施し、今後、子どもたちが、知性・感性を磨き、自ら未来を切り拓いていく力を身に付けることができるよう、学校教育の充実を図っていく。

(2)確かな学力と個性の伸長

習熟度別・少人数指導など個に応じた指導を充実させるとともに、各教科のねらいを実現させる手立てとして、知的活動(論理や思考)やコミュニケーションの基礎となる言語活動の充実を図る。また、外国語によるコミュニケーション能力を高めるため、英語教育の充実を図る。

さらに[ICT機器等](#)¹⁶を計画的に整備し、教育活動に積極的に活用することで、効果的な学習を推進していく。

(3)特別支援教育の推進

[本市独自の「特別支援教室」](#)¹⁷の整備や一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援学級の検討・設置を計画的に進めていく。[インクルーシブ教育システム](#)¹⁸の構築も見据え、学習指導要領や障害者基本法の趣旨に基づく「交流及び共同学習」、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」等を視野に入れて、多様な学びの場の確保に向けた取り組みを進める。併せて、学級をサポートするための支援人材や派遣相談員などの拡充を図る。

また、理解を促進するための広報や啓発、教育などを行っていく。

(4)[教育センター構想](#)¹⁹の推進

教育推進室については、教育センター的機能を発展・充実させていくとともに、今後は、学

校施設の改築等に合わせて、その他必要な機能を備えた教育センターとして早期に実現を図る。

(5) 計画的な学校整備・改築の推進

平成 26 年度に策定する学校施設整備基本方針を踏まえ、平成 27 年度に今後 20 年程度を見据えた「学校施設整備基本計画(仮称)」を策定する。新たな教育課題への対応や適正規模のほか、小中一貫教育、学校給食施設、防災機能、多機能化・複合化等のあり方を踏まえた計画とし、着実に実施していく。なお、築後 60 年を見据え、調整計画期間中に改築等の準備が必要となる学校については、「学校施設整備基本計画(仮称)」に沿った整備を実施するとともに、全小学校への自校給食施設の設置を検討する。

3 文化・市民生活

基本施策1 地域社会と市民活動の活性化

(1) 地域のつながりの共有

人と人とのつながりによってもたらされるコミュニティは、都市部において弱体化しつつある。一方、昨今では、安全・安心な社会を構築していくために、その役割が再認識されている。地域の支え合いをキーワードに地域コミュニティのつながりを深めることが必要である。また、地域活動の担い手は固定化・高齢化している。より地域活動に参加しやすい雰囲気をつくり、将来の担い手となる人材の掘り起こしと育成を進めることが求められる。

「これからの地域コミュニティ検討委員会」の提言を受けて、誰もが自由に参加でき、地域で解決すべき課題について話し合うことができる場である[地域フォーラム\(仮称\)](#)²⁰を具現化する

るとともに、活動拠点としてのコミュニティセンターにふさわしい機能を充実させる。なお、誰もが利用しやすい施設とするため、エレベーターのないコミュニティセンターについては、バリアフリー化への取り組みとして設置を検討する。

昭和46年に策定したコミュニティ構想の理念を継承しつつ、将来的には、コミュニティや福祉などの様々な区域を統合することも含め、本市らしい新たなコミュニティ構想を検討する。

(2) 市民活動の活性化

豊かで活力のある地域社会を発展させるため、NPO・市民活動団体、企業や大学、さらにコミュニティ活動団体等、多様な主体間での連携と協働を実現していく。

あらゆる世代の多様なキャリアを持つ市民が中心となり、地域活動に取り組むための意識啓発と、行動に移すための支援をし、コミュニティ活動との連携を進める。

基本施策2 互いに尊重し認め合う平和な社会の構築

(1) 一人ひとりが尊重される社会の構築

現代においては、一人ひとりが求める価値観や生活観が多様多様になっている。性別、年齢、国籍によって異なる多様な価値観や生活観を知り、認め合いながら生き、個性やキャリアが活かされていることは、豊かな地域社会を形成していくための基礎として必要である。偏見や差別、虐待などが起こらない社会を構築するため、人権について一人ひとりに関心を持ち理解を深めていく活動を推進する。

(2) 男女共同参画計画の推進

男女が、社会の対等な構成員として、互いの人権と能力を尊重し合い、自分らしい生き方

ができる環境を実現するため、第三次男女共同参画計画を着実に推進する。

そのため、各種審議会等における委員の男女比率の改善など、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう取り組むとともに、男女平等意識をはぐくむ啓発活動や、家庭・地域・事業者などと連携し、生活と仕事が両立でき、一人ひとりの個性と能力が発揮できる環境整備に努める。また、配偶者等からの暴力など、様々な人権侵害を許さない社会づくりに向けて、啓発活動や相談事業の充実、関係機関との連携等を推進する。

こうした施策の実効性を確保するため、推進拠点となる「[むさしのヒューマン・ネットワークセンター](#)²¹」の機能充実や男女共同参画基本条例(仮称)の制定など推進体制の整備を図る。

(3)平和施策の推進

戦争から70年を超える歳月が流れ、戦争体験者の証言記録や戦争資料を残すことが、困難になっていることから、これらの記録や資料の収集作業を早急に実施し、資料の整備を推進する。本市の歴史の記憶を、転入者や次代を担う若い世代に継承していくとともに、国内外へ平和の意義を発信し続ける。

基本施策3 市民文化の醸成

(1)文化振興に関する方針の策定

文化は一人ひとりの心の豊かさや創造性をはぐくむと同時に、地域のつながりを強めるときに力を発揮する。また、文化は都市の魅力を高め、これからの産業の振興を図るうえで重要な要素であり、生涯学習、福祉、教育、産業、まちづくり等様々な分野と関連する。文化を振興し、文化で地域の持続的な発展を目指すことを目標とし、文化振興に関する方針を策定する。

文化・生涯学習・スポーツは関連性が高いことから、一体的に推進することにより、効率的・効果的なサービス提供が可能となる。そのため、(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合を目指す。

(2)文化施設の再整備

文化施設は、市民の生涯学習の場として重要であるとともに、現代においては地域の魅力を市外や国外に発信する拠点としてその位置づけが再認識されている。公共施設の配置のあり方は市全体の課題であるが、施設の更新を好機と捉え、現代及び将来のニーズに合わせて役割や位置づけを見直し、周辺あるいは関連施設も含めて新たな価値を創造する施設へと再編していく。

築後50年を超える武蔵野公会堂の建替えは、民間事業者とともに周辺街区を含めた吉祥寺駅南口の再開発と併せて、検討を進める。吉祥寺美術館の拡充の可否は、隣接する音楽室のあり方を含め、引き続き検討する。三駅周辺には集会機能やホール機能を有する施設が重複しており、役割の整理が必要である。集会機能を有する市民会館やホール機能を有する芸能劇場は、それぞれの圏域における面的な施設配置から役割や位置付けを検討する。既に築後70年を越える松露庵は、市民文化会館の茶室と併せて、今後の有効的な活用等のあり方を検討する。

(3)東京オリンピック・パラリンピックを見据えた文化交流の振興

オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典であるとともに、文化の祭典としての意味合いも持っている。オリンピックに向けて、多様な文化の交流の場である文化プログラムの実施を検討する。

基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援

(1)生涯学習機会の充実

誰もがいつでもどこでも、学びたいときに学び始めることができるという生涯学習の理念を実現するため、多様な事業主体と連携することにより、事業の充実と生涯学習情報の共有化を推進する。

武蔵野プレイスや武蔵野ふるさと歴史館など、新たに整備した生涯学習の拠点がその目的・役割を達成するために、運営状況や事業内容を効果検証しつつ、市の各部署・関連施設をはじめ、生涯学習団体、大学、研究機関・企業との連携を進め、多様な事業展開を図る。

(2)スポーツ施設の再整備

市民の文化・スポーツ活動を支援するため、総合体育館、温水プールなど既存施設の整備・更新を計画的に行う。また、旧桜堤小学校跡地へのスポーツ広場の設置については、桜野小学校の児童数の推移などを勘案した上で整備を進める。

(3)図書館サービスの充実

地域における様々な資料・情報の収集・整備やレファレンス・サービスの向上等によって、市民の学びや課題解決を支援する取り組みを強化する。多様化する市民ニーズに対し効果的・効率的に対応していくため、中央図書館を中核とした図書館のあり方を確立し、吉祥寺図書館についても、指定管理者制度の導入を図る。

基本施策5 地域の特性を活かした産業の振興

(1)産業振興計画の推進

武蔵野市産業振興計画(平成26～30年度)

に基づき、市、商工会議所、商店会連合会等関係機関、地域の大学やNPO等とも連携し、[コンテンツ産業](#)²²など文化産業の育成・支援も含めた産業振興策を推進する。

(2)商業の活性化

商店会の実態を把握し、必要に応じた商店会同士の連携や統合、法人化等を促すとともに、商店会の構成員である個店の新規参入及び維持できるよう、その商店会の特性に応じた支援を行う。また、新たな人材やNPO・大学などが、商業活性化のための活動に参加できるよう、支援を行う。

(3)都市農業の振興と農地の保全

都市における農業は、新鮮な農産物の供給、農業体験の場の提供、災害時の一時避難場所や、食育のほか、自然環境保全に欠かせない機能を有している。農業従事者、NPO及びJAとも連携を進め、市民が農地に触れ合う機会を設け続けながら農業の振興及び農地の保全を図る。

基本施策6 都市・国際交流の推進

(1)交流事業のあり方の検討

都市と地方が相互に補完し共存することや、多文化共生の地域づくり及び国際交流を目的として交流事業を進めてきた。国内交流、海外交流ともに事業の目的及び実績を踏まえ、これからの事業のあり方を検討していく。

基本施策7 災害への備えの拡充

(1)防災態勢の強化

災害発生時において市は、市を取り巻く状況を正確かつ迅速に把握することが、その後の初動対応をする上で重要である。また、個人では、自分が置かれている状況を把握することが大切であり、高齢者、障害者及び外国人等

も自ら情報を受発信できるように、停電の発生を踏まえ、アナログな手法を含めた多様な情報収集・伝達手段を検討する。

避難所の生活環境の整備、災害時の学校利用計画の策定、避難所運営組織の設立を促す地域への支援策などを検討するとともに、実効性のある受援計画を検討する。

(2)災害に備えたまちづくり

「耐震改修促進計画」に基づき建築物の耐震化を一層進める。中でも、特定緊急輸送道路は、災害時の救命・救急・消火活動、物資の輸送など、救助復旧の生命線であり、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐために、国や都と連携を図り、一層の耐震化を進めていく。

(3)住宅の耐震化の促進

大規模な震災に備え、市民生活の拠点である住宅の耐震化は喫緊の課題である。住宅・マンションの耐震化を促進し、震災等による被害を最小限に抑えるため、引き続き、耐震化に係る費用の助成、制度の周知、必要性についての普及・啓発などを行い、住まいの状況に応じた支援を行う。

基本施策8 多様な危機への対応の強化

(1)防犯力の向上

近年、市内での犯罪件数は減少しているものの、ニュースに取り上げられるような衝撃的な事件が発生することで、治安に対する関心が増している。

犯罪の抑止力となる防犯カメラの設置場所及び台数を含め、今後のあり方を検討する。また、各種パトロールの巡回エリアや活動内容についても再度検討する。

商店会や学生など、地域や市民による防犯活動を進めることで、多様な視点からまちを見

守り、体感治安の向上を図る。

(2)新しい危機への態勢の整備

予測や予防が困難な危機は1つの自治体のみの問題ではなく、広域にわたり対応を取る必要がある。市内関係機関との連携にとどまらず、周辺自治体・周辺関係機関を含めた広域連携を進め、市民への情報提供を迅速に行う。危機に直面したときに適切かつ迅速な対応が取れるように、訓練を繰り返し実施し態勢の強化を図る。

(3)消費生活の安定と向上

消費者の的確な判断を促し、被害を未然に防止するため、出前講座等を通じ、高齢者のみならず若年層に対する啓発活動を引き続き実施する。また、消費者が被害に巻き込まれないよう、関係機関及び民間事業者と連携を図る。

4 緑・環境

基本施策1 市民の自発的・主体的な行動を促す支援

(1)総合的な環境啓発の推進

環境は、緑や水、エネルギー、ごみなど様々な要素が互いにつながり合いながら構成されており、この様々な環境要素のつながりを反映した啓発事業を実施していく。

また、新武蔵野クリーンセンター(仮称)建設に伴い平成31年度の施設開設を目指す「[エコプラザ\(仮称\)](#)²³」に求められる設備・機能を精査するとともに、本市の地域特性に応じた環境啓発のあり方等を検討する。

(2)良好な水環境の整備に向けた市民活動との連携

第五期長期計画より「緑・環境」が一分野として独立したことを受けて、以前は都市整備部に所属していた「緑」と「水(下水道)」も統合した環境部を新たに設置した。特に「水」については、従来の都市インフラの視点に加え、「雨水利用条例」に基づき水循環の視点から潤いのある都市環境を実現するための施策・事業に取り組んでいく。また、水環境や下水道施設等が果たしている重要な役割、浸水対策や雨水浸透などについて、市内外の市民、環境団体、教育機関、事業者、他自治体等と連携しながら市民に分かりやすく伝える「[水の学校](#)²⁴」を推進し、自発的な市民活動を支援していく。

基本施策2 環境負荷低減施策の推進

(1)エネルギー消費のスマート化へのシフト

本市のエネルギー消費量の約4割を家庭部門が占める状況を踏まえると、本市において低環境負荷型都市を構築していくには、各家庭におけるエネルギーの需給及び効率化が大きな課題の一つである。市民等が日常生活の中で行う省エネや創エネの取り組みの継続を図るほか、エネルギー使用量の見える化等を活用してエネルギー消費のスマート化を図っていくとともに、今後予定される家庭部門のエネルギーの自由化を見据えた施策の展開を図る。

(2)公共施設におけるエネルギー施策の展開

新武蔵野クリーンセンター(仮称)は、環境に十分配慮した施設というだけでなく、一括受電やごみ発電等により、市本庁舎、総合体育館及び緑町コミュニティセンターも含めた周辺公共施設にエネルギーを供給するとともに、災害時でも有効なガス・コジェネレーション設備も備えたエネルギー供給センターとしての機

能を有している。今後、このネットワーク機能の向上はもとより、市内他エリアにおける展開についても施設の特性等を考慮し、広範な視点から検討していく。

基本施策3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

(1)市民の共有財産である緑の保全・育成

公園緑地や農地、樹林、街路樹、住宅の庭など、緑豊かな街並みは本市の魅力の一つであり、この緑を保全・育成していくことは重要な課題である。昭和48年に制定された武蔵野市民緑の憲章にある「緑は市民の共有財産」という共通認識のもと、市民活動との連携を深めながら、緑を守りはぐくむ施策を推進していく。また、武蔵野市らしい市街地の緑のあり方を研究していくとともに、緑の重要性や緑を基軸としたまちづくりの情報を発信していく。

(2)緑豊かな街並みの保全と創出

公有地も含めた市全域で捉えると、都市に潤いと安らぎをもたらす緑被地は微増しているものの、固定資産税や相続税、維持管理費の負担から屋敷林や樹林地などを開発用地として転用・売却するなど、民有地の緑は依然減少傾向にある。市民や事業者が自ら緑を保全・創出していくため、誘導と支援の両面から検討を進めていく。

公有地の緑については、緑の基本計画に基づき、公園空白地域を中心に公園緑地の拡充を進めていくとともに、地域の緑の拠点として親しまれている借地公園を、永続的に確保できるよう図っていく。また、公園緑地や街路樹の緑は、新設・改修・維持等で多額のコストを要しており、効果的・効率的な維持管理等を進めていく。

(3)緑と水を通じた様々な主体との連携

緑と水をテーマとした事業や活動が広がり、市民や企業などの様々な主体がつながることで、地域やまちの活性化あるいは市域を超えた森林保全・育成等が推進される。仙川や千川上水など水辺環境の整備を推進するとともに、平成 29 年に開園 100 周年を迎える井の頭恩賜公園の各種事業を通じて、まちの活性化や環境啓発につなげていく。

基本施策4 循環型社会システムづくりの推進

(1)新武蔵野クリーンセンター(仮称)への移行

新武蔵野クリーンセンター(仮称)は、平成 29 年 4 月からの稼働に向け安全に建設を進め、新施設へと円滑に移行させ、周辺住民の理解を得ながら、安全かつ安定的な運営を行う。また、近隣自治体とのごみ処理相互支援など広域処理についても引き続き研究を進める。

(2)ごみ減量の推進

平成 25 年度の事業系可燃ごみの手数料値上げなどを経て、総ごみ排出量に減少は見られるものの、家庭系ごみの市民一人あたりの排出量は、依然として多摩地域の平均値を上回っている。本市にはごみの最終処分場がなく、日の出町にある最終処分場の容量にも限界があることから、処分場延命化のため、焼却灰は全てエコセメント化しているが、エコセメント化には多額の費用と環境負荷がかかっている。また、エコセメント化施設への灰の搬入量の制限は今後ますます厳しくなる傾向にある。このようなことから、「[チャレンジ 600 グラム](#)²⁵」の達成を目指すとともに、ごみ総量の削減を進める。

また、本市のごみ処理の状況を広く市民に周知し、ごみ減量への理解と協力を求めているとともに、「ごみ排出実態調査」によって判明

した傾向を踏まえ、ライフスタイルごとに効果的な啓発事業を展開していく。

(3)ごみ処理にかかる環境負荷及び経費の軽減

本市ではごみ処理に毎年 30 億円程度の費用がかかっている。また、ごみ処理において、エネルギー消費や温室効果ガスの排出などによる環境負荷もかかっており、これらの軽減が必要である。リサイクルやごみ処理全体にかかる環境負荷、経費を総合的に勘案して、処理方法の効率化を進めるとともに、市、事業者、市民、それぞれの役割、責務を明確にし、相互に必要な連携を進める。

基本施策5 生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応

(1)様々な環境問題への対応

市内の環境保全のため、[典型7公害](#)²⁶、東日本大震災に伴う原発事故に起因する放射線等についての的確に対応するほか、近年、相談件数が増加している近隣騒音等の生活関係公害に対しては、市民自らの問題として解決できるようなサポートの仕組み等について検討する。また、市民生活に重大な影響を及ぼす病気や生物、物質等について、知見を有する関係機関と平時より連携を行い、不測の事態に適切に対応できる体制を構築、維持していく。

(2)良好な景観の確保

本市のまちの魅力の一翼を担う良好な景観を確保するため、まちづくりの視点に基づいた屋外広告物のあり方の検討や、平成 26 年 11 月に公布された空家等対策の推進に関する特別措置法を踏まえ、住宅施策と連動した空き家等に対する適正管理に向けた取り組みを推進する。

5 都市基盤

基本施策1 地域の特性にあったまちづくりの推進

市域の土地利用に関する一定の規制・ルールは都市計画に定められているが、住環境の保全や地域の活性化など、地域が抱える課題等にきめ細かく対応するためには、地域の特性にあった地域ごとのまちづくりを進めていく必要がある。そのためには地域住民がまちづくりに興味を持ち、自ら参加し、様々な主体と連携しながらまちづくりのビジョンを定め、さらにビジョンを共有してまちづくりを進めていく必要がある。

まちづくりの状況を踏まえた情報を提供し、個々人のまちづくりへの関心を高め、景観をはじめとする緑・環境、安全・安心などに配慮した住民の発意による地域単位のまちづくりを支援していく。

基本施策2 都市基盤の更新

本市は、早期に市の全域が市街化されたため、高度成長期に整備された上下水道や道路などの都市基盤は更新時期を迎えている。近年の集中豪雨による浸水被害や東日本大震災の発災等を踏まえた都市基盤における防災機能の重要性、笹子トンネル天井板落下事故を契機とした老朽化した都市基盤の安全対策の必要性など、計画的かつ戦略的な整備や維持管理が求められている。

都市基盤は市民生活や経済活動に欠かせないものであり、その継続性が求められることから、今後策定される「公共施設等総合管理計画」において、中長期的な財政状況を踏まえた整備や維持管理のあり方の基本的な方向

性を示す。また、道路などのインフラ施設における適正な水準を明確にするとともに、様々な手法の活用による計画的・効率的・効果的な整備や維持管理を実施し、更新を推進する。

基本施策3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備

(1)安全で快適な交通環境の整備

本市は、東西に横断する鉄道と鉄道駅から南北方向につながるバス交通が発達しており、ムーバスのネットワークも含めて地域公共交通の利便性が高い都市である。これまでユニバーサルデザイン等の理念を取り入れ、誰もが利用しやすい交通環境を整備してきたが、高齢社会が進展することから交通環境の充実がより一層求められる。そのため、歩行者重視の視点により、だれもが安全で快適に移動できるよう交通体系全体のバランスを踏まえるとともに各主体や交通機関との連携を深め、交通環境の向上を推進していく。

(2)自転車利用環境の整備と交通ルール・マナーの啓発

自転車は環境に優しい移動手段であるが、一方で交通事故の約半数は自転車に関与した事故であるなど様々な課題が生じている。走行環境の整備といったハード面とともに、都や近隣自治体などの様々な主体との広域的な連携を含めた交通ルールやマナーの啓発などのソフト面での取り組みも行い、より安全で快適な交通環境整備を進めていく。

基本施策4 道路ネットワークの整備

本市の都市計画道路の整備率は約 61%にとどまっており、休日等には駅周辺を中心に交通渋滞が発生し、それに伴い周辺の生活道路に渋滞を回避するための通過交通が流入して

いる。また、東西方向の幹線道路の大部分は歩道幅員が十分に確保されておらず、歩行者や自転車が安全で快適に通行するための環境整備が図られていない。

道路には交通処理や防災空間などの様々な機能があり、それらの機能はネットワークを形成することによって発揮されるものである。今後の社会情勢や交通需要などを考慮するとともに道路ネットワークとしての必要性や優先度を踏まえ、さらに道路整備を進めていく。

整備を推進するにあたっては、歩行者、自転車、自動車の共存の観点を踏まえつつ、歩行者空間の充実、景観や環境への配慮、スムーズな交通網の確立による騒音・大気汚染の抑制、防災性の向上、沿道市街地の住環境に配慮した道路づくりを進める。

基本施策5 下水道の整備

(1) 下水道施設機能の維持・向上

下水道施設の老朽化による機能低下、大規模地震による下水道の機能不全や都市型浸水は、市民生活や都市機能に重大な影響が及ぶため、下水道総合計画に基づく管きよの再構築や重要な幹線管きよ等の耐震化などに取り組み、下水道施設の機能の維持・向上を図る。

(2) 持続的な下水道経営

本市は、下水道施設の老朽化対策や浸水対策、地震対策にかかる費用だけでなく、市域外にある終末処理施設の維持・改修にかかる費用にも負担義務を負う。これらの費用は今後20年間で約280億円が必要と試算している。一方、節水機器の普及等により、有収水量は減少傾向にあり、使用料収入は減少していく見込みである。今後も安定した下水道サービスを提供していくため、予防保全型維持管理

による施設整備コストの低減、中長期下水道財政計画と使用料の定期的な見直し、基金を活用した市債抑制等を行い、下水道事業の健全な経営を目指す。また、企業会計の導入に向け具体的に検討を行う。

基本施策6 住宅施策の総合的な取り組み

(1) 多様な世代・世帯に適應する住環境づくり

本市では、まちづくりや福祉的な視点を踏まえて住宅施策を総合的に推進しているが、少子高齢化社会の進展に備えて、子育て・福祉分野等との連携を強化していく。その際には、公的賃貸住宅供給事業者や民間賃貸住宅供給事業者等との連携をより強化し、既存の住宅ストック等の利活用を進めるとともに、空き家対策の検討を行い、多様な世代や世帯のライフスタイル等に適應する住宅供給に向けて各種事業に取り組んでいく。

(2) 安全・安心な住まいづくりへの支援

本市では昭和57年をピークに多くのマンションが建設されたが、築後30年以上が経過しており、大規模修繕や建替えの検討が必要となるものが増加している。高経年の分譲マンション等に対し、区分所有者間の合意形成の困難さなど特有の課題を踏まえ、円滑な建替え・改修の促進や適切な維持管理に関する支援を行っていく。

基本施策7 三駅周辺まちづくりの推進

(1) 吉祥寺地区

多くの人が集まり、本市の中核を担う商業拠点である吉祥寺では商業・業務などの多様な機能の集積を高めるとともに、安全・安心で快適性の高い魅力あるまちづくりを進めていく。築後50年が経過し老朽化している武蔵野公会堂については、立地特性や環境資源である

井の頭公園を活かした整備を検討する。南口駅前広場については、広場の完成に向けた取り組みを推進するとともに、駅周辺の交通体系の検討を行う。[イーストエリア](#)²⁷においては、環境浄化やまちのにぎわい創出などのこれまでの取り組みを踏まえ、暫定駐輪場として使用している市有地の利活用について検討する。また、吉祥寺駅周辺は、早くから都市化が進んだため老朽化した建築物が多くみられ、その耐震化や建替えが進むよう、適切な役割分担や地域との連携を踏まえた検討を進める。

魅力あるまちづくりを進めるにあたっては、地域ルールや地域連携といったハードとソフトを絡めた地域としての取り組みが必要である。「吉祥寺グランドデザイン」や「進化するまち『N EXTー吉祥寺』プロジェクト」に基づき、回遊性の充実、安全・安心の向上を目指したまちづくりを継続していく。

(2)中央地区

三鷹駅前の低・未利用地であった一部の街区が民間の開発によって高度利用されたものの、全体的には道路拡幅事業などが完了しておらず、未だ土地の高度利用が図られていない状況にある。また、駅周辺には中町第1・第2自転車駐車場をはじめ、低・未利用地である市有地、民有地が存在する。そこで、今後策定予定の「[三鷹駅北口街づくりビジョン\(仮称\)](#)²⁸」を踏まえ、その実現に向け、散在する低・未利用地を適切な土地利用へ誘導し、土地所有者や事業者、商業者等との連携・協力により駅周辺にふさわしい街並みへつなげる。また、補助幹線道路などの整備を進めながら、交通体系のあり方について検討を進めていく。

東京都景観計画景観軸に位置付けられている駅周辺の玉川上水等の緑と水を活かし、景観に配慮したまちづくりを進める。

(3)武蔵境地区

鉄道連続立体交差事業が完成し、北口駅前広場や駅周辺の道路などの都市基盤の整備が概ね最終段階を迎えている。残された鉄道高架下の利活用については、鉄道事業者や地域との連携を図りながら取り組みを推進するとともに、駅周辺の市有地や区画道路の整備に取り組む。また、南北一体のまちづくりをさらに推進するために、地元各種団体による地域の交流や商店会の活性化等、今後も地域住民を中心に多様な主体が連携した南北一体となったにぎわいづくりに取り組む。

基本施策8 安全でおいしい水の安定供給

(1)水の安定供給

配水管網の設備については、平成 26 年3月に策定した「配水補助管更新計画」に基づき、耐震性の低いものから重点的に整備を進め耐震化率の向上を図る。また、円滑で効率的な水運用のため、「施設整備保全計画」に基づき経年劣化した水源・浄水場施設の整備及び更新を図るとともに、安定的な取水量を確保するため深井戸の更生工事を行い、安全でおいしい水の安定供給を図る。

(2)都営一元化に向けた取り組み

本市の水道施設は、バックアップ機能が整備されておらず災害や事故で被害を受けた場合、大規模な断水の恐れがある。バックアップ機能を強化するとともに、将来にわたり水道水の安定供給を可能とするため、早期に都営水道との一元化を図る。

6 行・財政

基本施策1 市政運営への市民参加と多様

な主体間の柔軟な連携・協働の推進

(1)市民参加のあり方の追究

市民ニーズを的確に市政に反映していくため、多くの市民、関係者や関係団体等の参加により本市の多くの計画が策定され、事業が実施されているが、「市民参加」という形式が形骸化することがないように、常に新しい時代の市民参加のあり方を追究する。

また、民主主義の根幹となる選挙については、特に若い世代の投票率が低い状況である。今後の制度改正による選挙年齢の引き下げも視野に入れ、児童生徒への啓発を進める。

(2)自治体運営のあり方

自治体運営の基本的なルールの体系化については、市民意識の醸成に努めるとともに、引き続き議会との意見交換を進め、本市が目指す自治体運営のあり方について、条例の果たす役割も含めて検討する。

基本施策2 市民視点に立ったサービスの提供

(1)効率的・効果的なサービスの提供

様々な主体により多様な公共サービスが提供されているが、行政だけでなく、それぞれの主体の役割を明確にし、近隣自治体も含めた地域全体において、効率的・効果的に必要なサービスを提供できる仕組みを構築する。

今後の公共施設の更新等を見据えて、市政センターなど周辺自治体と相互利用できる施設を拡大させ、広域的な施設配置を検討する。

また、業務遂行能力を組織内部に蓄積していくことに留意しつつ、効率的・効果的なサービス提供の実現のため、業務の外部化を進めていく。

(2)社会保障・税番号制度への対応

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

²⁹については、法律に基づき制度実施を図る。なお、市独自の番号利用については、個人情報への十分な安全性を確保したうえで、市民サービス向上のための制度利用という観点で検討していく。

基本施策3 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり

市民と行政との相互理解と信頼関係を深め、様々な形での市政参加を促進するために、多様な媒体の特性を活用した広聴広報活動を展開する。

また、市民による新しい視点の提案がされるよう市政情報を分析・活用しやすい形で提供する。

基本施策4 公共施設の再配置・市有財産の有効活用

(1)公共施設の再編

「公共施設再編に関する基本的な考え方」(平成25年3月)に基づき、老朽化が進む公共施設の再編を検討してきたが、これに上下水道や道路など都市基盤も加え、市民生活を支える施設サービスを安定して提供していくための「質・量の見直し」等を含めた「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の統合や複合化、総量縮減、既存施設の有効活用などを推進する。

(2)市有財産の有効活用

「未利用地・低利用地の有効活用に関する基本方針」(平成21年5月)を基に、市有財産を有効に活用し、売却や臨時的な貸付による管理コストの節減や歳入の増加を図る。

基本施策5 社会の変化に対応していく行

財政運営

(1)持続可能な財政運営

大型マンションの建設等により、短期的には納税義務者の増等を要因とする歳入増の要素はあるものの、生産年齢人口は平成41年をピークに減少に転じることが推計されている。少子高齢化に伴う扶助費の増加や老朽化する都市基盤や公共施設の更新に係る費用の増大などが想定され、財政運営の見通しは楽観視できない。

歳入においては、市税等の徴収率の向上、基金と市債の活用、行政サービスにおける受益者負担の適正化を図る。また、市公共施設やパンフレットなどに広告を掲出して広告収入を拡大する。一方、歳出においては経費抑制、事務事業・補助金の縮小・廃止も含めた見直しを進めるとともに、それにより創出された財源をより必要性和有効性が高いサービスに振り向け、持続可能な財政運営を図る。

(2)ICT化による業務の効率化

行政運営においては、ICTの利活用等により庁内の事務をより効率化し、それぞれの業務において最適な仕組みを確立することで、行政サービスのさらなる充実を図る。

(3)組織のリスク管理能力向上

市政運営において想定される様々なリスクを未然に防ぐだけでなく、自然災害等のリスクに備え、日頃から職員の危機管理意識向上に努めるとともに、危機発生時の対応力を強化するため、各種マニュアル等の整備を行い、組織としてのリスク管理能力を向上させる。

(4)財政援助出資団体の統合と自立化

財政援助出資団体については、社会状況の変化に対応し、より効率的・効果的なサービス提供を実現するため、(公財)武蔵野市福祉

公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の統合、(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合、(社福)武蔵野及び武蔵野交流センターの自立化を目指す。

基本施策6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営

(1)チャレンジする組織風土の醸成

市の職員には、常に公共課題の本質を見極めながら、新しい課題に対して誠実かつ果敢にチャレンジし続ける、高い意欲と能力が求められている。先人たちの築いた市政の歴史と伝統を踏まえ、様々な仕組みや資源等を最も効果的に活用して、新しい課題を解決することができる地域経営感覚を身に付けていく。

(2)柔軟な組織運営

それぞれの職員の強みを活かし、働き方の多様化に対応できる人事・組織運営を実現するために、すべての職員の仕事と生活の両立を実現する[ワーク・ライフ・マネジメント](#)³⁰を組織的に推進する。

そのための環境づくりの一つとして、ICTのさらなる活用による会議や事務の効率化のほか[フリーアドレスオフィス制](#)³¹、フレックスタイム制の導入など、生産性を上げる柔軟な働き方を推進する取り組みについて検討するとともに職員のタイムマネジメント意識向上に努める。

各課の業務については、災害時や繁忙期の機動的職員配置に備えて、手順の標準化、見える化を進め、仕事の効率・生産性向上につなげていく。

¹ 地域リハビリテーション

WHO(世界保健機関)により、community based rehabilitation(CBR)としてマニュアル化された支援技法を基に、本市においては、市が目指す支援のあり方として、三つの基本理念を掲げている。①すべての市民が、その年齢や状態に関わらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるような支援、②ライフステージに応じた、継続的、かつ体系的な支援、③保健・医療・福祉・教育など、地域生活に関わるあらゆる組織、人が連携した体系的な支援。第五期長期計画において、重点施策のうちの一つに地域リハビリテーションの推進を置いている。

² これからの地域コミュニティ検討委員会

地域コミュニティのあり方とその実現に向けた取り組み、コミュニティセンターの機能や役割、管理・運営のあり方を検討するため、平成25年9月～26年12月まで設置。平成26年11月に提言を市長に報告した。

³ 武蔵野ふるさと歴史館

旧石器・縄文時代の石器・土器から、近世、近現代に至るさまざまな資料を展示し、武蔵野の歴史と文化を学ぶことができる博物館と公文書館の役割を併せ持った施設。歴史や文化に関する学習活動をするための市民スペースを設けている。

⁴ 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるケアシステムのこと。

⁵ テンミリオンハウス

地域の実情に応じた市民などの「共助」の取り組みに対し、武蔵野市が年間1,000万円(ten-million)を上限とした運営費補助などの活動支援を行う。現在、高齢者サービスを中心とした施設が7か所開設されている。(子育て支援の施設1か所については平成26年度末で閉館予定)

⁶ レモンキャブ

バスやタクシーなどの公共交通機関の単独での利用が困難な高齢者や障害者(要介護者や障害者手帳取得者等)の外出を支援するための移送サービス。商店主を中心とした地域のボランティアが福祉型軽自動車(レモンキャブ)を運転し、ドア・ツー・ドアのサービスを提供している。

⁷ 地域ケア会議

他職種が連携し、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

⁸ 脳卒中地域連携パス

脳卒中を発症された方が急性期病院から、回復期病院や在宅療養へ移行するにあたって、医療機関や行政機関、介護サービス事業所等が病状や治療に関する情報を共有するシート。

⁹ もの忘れ相談シート

認知症高齢者やその家族への支援体制の構築を目的として、医療機関と地域の相談機関が情報を共有するための連携シート。平成23年11月から本格実施。

¹⁰ ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報・通信に関する技術の総称。

¹¹ 初期・二次・三次救急

初期救急は、軽症患者(帰宅可能患者)に、二次救急は中等症患者(一般病棟入院患者)に、三次救急は重症患者(集中治療室入院患者)に対する救急医療のこと。

¹² くぬぎ園

桜堤地域にある軽費老人ホーム。昭和52年に開設、平成6年6月に都から移管を受けた。平成26年度末で閉園することが決定している。軽費老人ホームとは、利用料は負担できるが、比較的低所得で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な人を対象とする老人ホームのこと。

13 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」等に基づく制度で、待機児童の解消、幼児期の教育や保育の質の向上、地域の実情に応じた子育て支援サービスの推進等を通じて、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的としている。

14 地域型保育事業

子ども・子育て支援新制度における新たな認可事業。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所型保育事業、居宅訪問型保育事業の4種類を指す。基本的には0～2歳児が利用する。

15 新武蔵野方式による市立保育園5園移管

市として公立保育園の設置・運営主体変更に関して定めた基本方針をもとに、公立保育園の保育内容・保育実践を継承しながら、段階的に公立保育園5園の設置・運営主体を公益財団法人子ども協会へ変更する方式を指す。

16 ICT 機器等

Information and Communication Technologyの略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、コンピュータ、プロジェクタ、電子情報ボード、実物投影機、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等のハードウェアや、ネットワーク、映像資料等のソフトなどを指す。

17 本市独自の「特別支援教室」

学習障害等の発達障害のある児童を主な対象として、通常学級とは別の教室で学習指導員が個に応じた課題を個別的に指導する事業。

18 インクルーシブ教育システム

人間の多様性を尊重し、障害者が精神的及び身体的な能力等を最大限度まで発達させ、社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある者と障害のない者ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組み。

19 教育センター構想

学校・教員を支援するため、教員に対する研修・相談機能、新たな教育課題に向けての

調査・研究機能、優れた教材等教育に関する情報の収集・発信機能、地域の教育力を活用するためのネットワーク・コーディネート機能などを持った機関。

20 地域フォーラム(仮称)

これからの地域コミュニティ検討委員会で提言された内容の一つ。「これからのコミュニティ」を構成するコミュニティ協議会や多様な活動団体、個人、さらには行政も参加し、地域で解決すべき課題について共有し、問題解決の端緒を築いていく場であり、「これからのコミュニティ」が全体として活動していけることを目指す。

21 むさしのヒューマンネットワークセンター

本市の男女共同参画を促進する拠点施設として平成24年4月より直営化し、各種講座の開催、関係図書等情報収集・発信、会議室の貸出など関係団体活動支援等を行っている。

22 コンテンツ産業

映画、アニメ、ゲーム、書籍、音楽等の制作・流通を担う産業の総称。

23 エコプラザ(仮称)

緑や水、エネルギー、ごみなどの環境啓発施設として、新武蔵野クリーンセンター(仮称)建設にともない、現クリーンセンターの事務所棟及びプラットホームを再利用して、平成31年度に開設を予定している施設。

24 水の学校

暮らしの中の身近な水循環、上下水道、河川などの役割や歴史、水に親しみ水を楽しむ知恵、そして世界規模の水課題等、水を取りまくさまざまなテーマをとりあげ、楽しみながら考えを深め、行動へつなげるための連続講座及び関連イベント。平成26年7月よりスタートし、連続講座修了者は翌年度以降の「水の学校」の企画・運営に参加することができる。

25 チャレンジ 600 グラム

市民・事業者・行政が協働でごみの減量を進め、「市民一人が1日に出す家庭ごみ・資源物」を平成18年度多摩地域の平均である700グラムまで減らすことを目的として、平成18年

11 月に「武蔵野ごみチャレンジ 700 グラム」を宣言し、平成 21 年度に達成された。しかし、武蔵野市の「市民一人が 1 日に出す家庭ごみ・資源物」の量は依然として多摩地域の平均を上回っていることから、これを 600 グラムまで減らす『セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ 600 グラム』を平成 22 年 5 月にあらためて宣言し、ごみの減量に取り組んでいる。

スタイルのこと。

²⁶ 典型 7 公害

環境基本法により定義される(1)大気の汚染、(2)水質の汚濁、(3)土壌の汚染、(4)騒音、(5)振動、(6)地盤の沈下及び(7)悪臭の 7 種類の公害をいう。

²⁷ イーストエリア

吉祥寺大通りより東側、ヨドバシカメラ裏周辺の地域の呼び名。駅至近であるが低未利用地もあり、将来的なポテンシャルは高い。

²⁸ 三鷹駅北口街づくりビジョン(仮称)

三鷹駅北口周辺地区の全体に及ぶ都市機能配置や地域の活性化、地区内に多く散在する市有地を含む低・未利用地の適切な土地利用等、幅広い視点からの将来的な街づくりの構想。平成 28 年度策定予定。

²⁹ 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用することにより行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤のこと。

³⁰ ワーク・ライフ・マネジメント

職員一人ひとりが、仕事以外にも、家庭や地域を大切にし、自己啓発への取り組みや、心身の健康のために休暇を楽しむなど、「仕事の充実」と「プライベートの充実」を自らマネジメントしていくこと。

³¹ フリーアドレスオフィス制

職員が自分専用の座席を持たず、その日の業務等に応じて適した場所で仕事をする

参 考

討議要綱作成にあたっての参考資料等

本討議要綱の作成にあたり、策定委員会で議論の参考とした主な資料・報告書等は次のとおりである。

《武蔵野市長期計画条例》

平成23年12月13日 条例第28号

武蔵野市長期計画条例

(目的)

第1条 この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とする。

(長期計画)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するものとする。

- 2 長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。
- 3 長期計画は、10年を1期として定め、当該計画期間の前期5年を実行計画とし、後期5年を展望計画とする。
- 4 市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

(実行計画の見直し)

第3条 市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

(市民等の参加)

第4条 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

- 2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

(議決)

第5条 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

(市長の責務)

第6条 市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。

(他の計画との関係)

第7条 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。

《各分野における個別計画》

下記のとおり、分野ごとに個別計画を策定し、計画に基づく行政運営を行っている。

策定にあたって専門的知見を有する学識経験者等や、関係団体に所属する市民、そして公募市民関わった計画が多く、またパブリックコメントを受け付けるなど市民意見が反映されている。

第五期長期計画・調整計画策定にあたっては、これらの市民参加によって策定された個別計画を尊重する。

【主な個別計画一覧】

I 健康・福祉 ・武蔵野市健康福祉総合計画 2012 ・第2期武蔵野市特定健康診査等実施計画 II 子ども・教育 ・第三次子どもプラン武蔵野 ・武蔵野市学校教育計画 ・武蔵野市特別支援教育推進計画 III 文化・市民生活 ・武蔵野市産業振興計画 ・武蔵野市観光推進計画アクションプラン ・武蔵野市農業振興基本計画 ・武蔵野市市民活動促進基本計画 ・武蔵野市第三次男女共同参画計画 ・武蔵野市国民保護計画 ・武蔵野市地域防災計画 ・武蔵野市耐震改修促進計画 ・武蔵野市生涯学習計画 ・武蔵野市スポーツ振興計画 ・武蔵野市図書館基本計画 IV 緑・環境 ・第三期武蔵野市環境基本計画 ・第三次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画 ・武蔵野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 ・新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画 ・武蔵野市緑の基本計画 2008 ・仙川リメイク 武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画 ・千川上水整備基本計画 ・公園・緑地リニューアル計画	V 都市基盤 ・武蔵野市都市計画マスタープラン ・武蔵野市バリアフリー基本構想 ・進化するまち「NEXTー吉祥寺」プロジェクトー吉祥寺ーグランドデザイン推進計画ー ・吉祥寺グランドデザイン ・武蔵境駅周辺地区 うるおい・ふれあい・にぎわい これからのまち 武蔵境 ・武蔵野市自転車等総合計画 ・第3次武蔵野市市民交通計画 ・第9次武蔵野市交通安全計画 ・武蔵野市地域公共交通総合連携計画 ・武蔵野市第三次住宅マスタープラン ・武蔵野市公営住宅等長寿命化計画 ・武蔵野市バリアフリー 道路特定事業計画 ・景観整備路線事業計画 ・御殿山通り（武蔵野都市計画道路 7・6・1 号線）整備基本計画 ・武蔵野市下水道総合計画 ・浸水対策計画 ・合流式下水道改善計画 ・公共下水道耐震計画 VI 行・財政 ・第四次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 ・武蔵野市行財政改革アクションプラン ・武蔵野市人材育成基本方針 ・第6次職員定数適正化計画 ・武蔵野市特定事業主行動計画 ・職員研修計画 ・武蔵野市第四次総合情報化基本計画
---	---

《第五期長期計画・調整計画市民会議》

第五期長期計画・調整計画策定委員会の設置に先立ち、平成26年6月から8月にかけて公募市民10名からなる「第五期長期計画・調整計画市民会議」を全5回にわたり開催した。会議においては、調整計画の策定にあたり第五期長期計画の市政運営の基本理念を踏まえたうえで、①長期計画の評価及び調整計画策定において議論すべき課題に関すること、②武蔵野市が目指す将来像に関することについて検討を進めてきた。そのなかで、「武蔵野市の将来を考える～『魅力ある武蔵野市』で在り続けるには～」というテーマを掲げ、さまざまな立場から市民目線で意見を出し合い、活発な意見交換を重ねてきた。

検討結果は報告書にまとめられ、今後の調整計画策定における討議の参考とするべく、市長及び策定委員会へと報告された。

なお、この市民会議から2名が選出され、策定委員会に委員として参加している。

※委員から出された意見は、ひとつとして割愛することができなかったため、詳細は「第五期長期計画・調整計画市民会議報告書」をご覧ください。

http://www.city.musashino.lg.jp/dbps_data/material/_files/000/000/019/055/houkokusyo.pdf (武蔵野市ホームページへのリンク)

	開催日	テーマ
第1回	平成26年6月5日	「わがまち武蔵野」 ～武蔵野市の魅力、憧れのまちにするには～
第2回	平成26年6月17日	「確かな未来を築くまち武蔵野」 ～【Ⅰ 健康・福祉】【Ⅱ 子ども・教育】～
第3回	平成26年7月2日	「市民が主役のまち武蔵野」 ～【Ⅲ 文化・市民生活】【Ⅳ 緑・環境】～
第4回	平成26年7月17日	「持続可能なまち武蔵野」 ～【Ⅴ 都市基盤】【Ⅵ 行・財政】～
第5回	平成26年8月7日	「市民参加のあり方」 ～市民会議を振り返って～



《第五期長期計画・調整計画無作為抽出市民ワークショップ》

第五期長期計画・調整計画策定に向けて、多くの市民の方から意見を伺うために無作為抽出市民ワークショップを開催した。第1回を平成26年5月11日、18日の2日間、第2回を11月29日、12月6日の2日間に渡り実施した。各回とも、市内に住民登録がある方の中から無作為に抽出した1000人に案内を送付し、その中で参加に承諾された方を対象に行った。第2回については、第1回の参加者にも案内を送付し、希望者には再度参加していただいた。

4～6人を1グループとしてグループ内でテーマに対し、第五期長期計画の施策の体系の分野（「健康・福祉」「子ども・教育」「文化・市民生活、緑・環境」「都市基盤、行財政」）ごとに、自由に意見を出し合い、その後意見をまとめてグループ単位で発表を行った。最後は参加者各々が、発表された意見の中で共感できるものに投票を行った。

○第1回（平成26年5月11日、18日）参加者延人数143名人

**話合いのテーマ：武蔵野市の将来像について。武蔵野市を
どのようなまちにしたいか。**



～参加者から多く共感を得た主な意見～

＜健康・福祉＞分野

- ・老後への不安を感じないで生活できる街
- ・既存のものを活かしつつ武蔵野の良さを残し、安心して暮らしやすい街
- ・市報のリニューアルで、全世代が、わかり易い情報を得られる街に！
- ・精神障害者施設の拡充、都立保健所の活用（グループホーム建設）

＜子ども・教育＞分野

- ・安心安全な街（自転車マナー、街灯、防犯カメラ等）
- ・女性も働きやすい保育サービス・サポートの充実した街
- ・子供の将来性を考えた「せんとくし」の多い教育を安く提供する街
- ・文教地区を目指して海外交流を通じての国際性を高めるまちづくり

＜文化・市民生活、緑・環境＞分野

- ・武蔵野市のおいしい水を利用した地域ブランドを作ろう！
- ・駅にインフォメーションセンターを設置し誰でもアクセスできるよう
- ・現状ある農地の維持拡大により、水源の確保、緑の保全を図る。

＜都市基盤、行財政＞分野

- ・都市景観の維持・改善（電柱の地中化）
- ・みどり・省エネ・美観に配慮したみんなが集える三駅前づくり
- ・行政サービスのよい街（土日の開庁及住民の立場に立った対応等）

- ・ 市政センターの利用について時間の延長、利用可能な内容を増やす。

○第2回（平成26年11月29日、12月6日）参加者延人数134人（うち前回参加者53人）

話合いのテーマ：武蔵野市が望ましい都市になるためにはどのようなことが必要か

～参加者から多く共感を得た主な意見～

<健康・福祉分野>

- ・ 終末医療・治す医療でなく看とって下さる医療も充実させてもらいたい
- ・ ムーバスの路線及び時刻表を通院しやすいものにする。
- ・ 聞き取り苦い防災無線にかわる非常災害情報伝達を工夫してほしい。
- ・ 空き地、空き家の有効利用。住民が世代を越えて自由に集えるサロン。
- ・ 地域的・閉鎖的なコミセンを誰でも参加しやすい開放的なものに。
- ・ 医療機関の充実（武蔵野市立病院の建設）
- ・ 多様な立場・年代の人々間の互助システム・インフラの構築。
- ・ 夜の活用、土日の活用！交流・つながりを求めて若人も社会人も参加する。（コミセンについて）

<子ども・教育分野>

- ・ 誰もが働きやすくするための保育サービスの提供
- ・ 中高生の自転車マナー向上の為、市がルール講習・実演を学校で行う。
- ・ 小学生の通学路を安全にする為市が交通指導員を立たせる。
- ・ 市が条例でできることを整理する。道路行政、駅周辺の交通規制など。

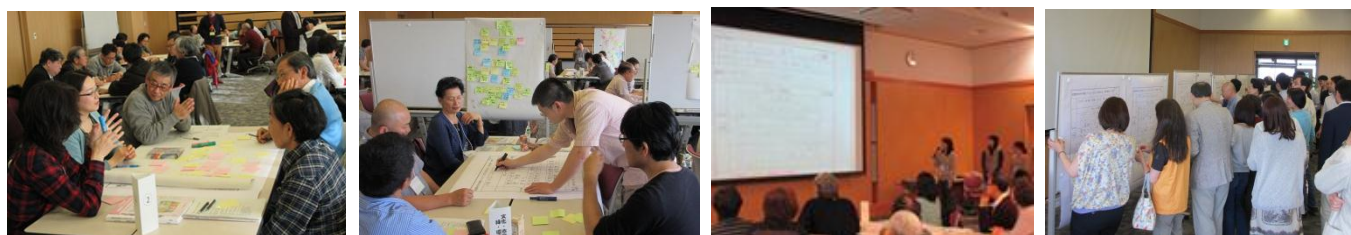
<文化・市民生活、緑・環境>

- ・ 市民農園の増加 利用していない農地の活用（市の取得 or 貸借）
- ・ コミュニケーションの採りやすいまち（防災訓練や祭等の場を提供し顔の見える関係を築く）
- ・ 次世代を担う子供達に真の芸術に触れる様市在住の芸術家に支援をあおぐ

<都市基盤・行財政>

- ・ 若者に長く住んでもらう（・保育所増設 ・家賃補助）
- ・ 農地の保全。武蔵野ブランドの育成の積極的支援を市が行う。
- ・ コミセン等施設の活用方法等の見直し。さらなる広報の充実。
- ・ 吉祥寺駅周辺の整備 駅前広場（北口・南口）の拡張等バスターミナル

（※文字及び文章はグループ発表用模造紙に記入されていた原文のまま表記）



《市民意識調査》

市は、第五期長期計画・調整計画の策定にあたり、市政に対する市民の考え方を伺うため、「市民意識調査」を実施し、その結果を策定委員会へ報告した。策定委員会はこの調査結果を長期計画・調整計画策定における基礎資料とする。以下に調査結果の一部を抜粋記載する。

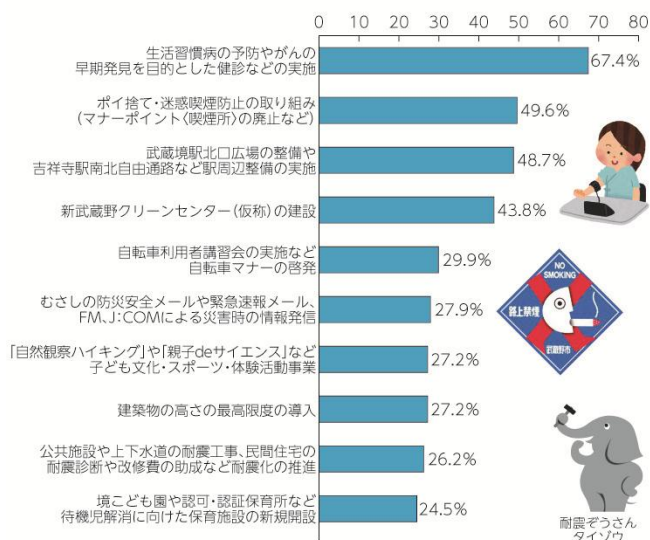
調査の概要

調査対象：市に居住する満18歳以上の方
 住民基本台帳からの無作為抽出3500名
 調査方法：郵送配布・郵送回収
 調査時期：平成26年7月15日(火)～31日(木)
 回収数：1403(回収率40.1%)
 調査内容：①お住まいの地域のことについて
 ②市政に関する情報提供などについて
 ③市の施策に対する満足度・重要度について
 ④自由意見

	全体 数	男 数	女 数	無回答 数
18・19歳	9	4	5	—
20歳代	116	52	64	—
30歳代	192	76	116	—
40歳代	239	79	160	—
50歳代	199	94	105	—
60歳代	260	119	139	2
70歳代	227	105	122	—
80歳以上 (無回答)	133 28	61 1	68 —	4 27
合 計	1403	591	779	33

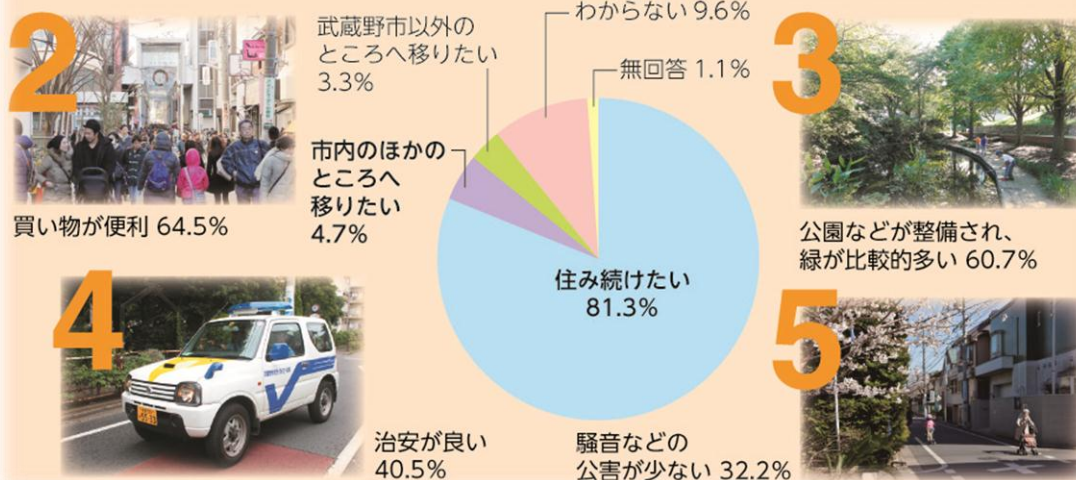
市の事業を知っていますか

市が行っている30の事業から複数回答で認知度を調査しました。特に認知度が高かったのは、「生活習慣病の予防やがんの早期発見を目的とした健診などの実施」で、全体の3分の2以上の方がご存知でした(上位10項目)。



現在住んでいるところに これからも住み続けたいと思いますか

「住み続けたい」と「市内のほかのところへ移りたい」を合わせると、今後も市内に住み続けたいという回答が86%でした。住み続けたい理由の上位5項目は次のとおりです(21項目から複数回答)。





重要だと思う施策と評価する施策

市の施策を24項目に分けて、重要度と満足度を5段階から選択する調査を行いました(上位10項目)。

重要度順

順位	項目	重要度(%)
1	災害対策	88.0
2	上・下水道	87.8
3	交通・道路	87.6
4	安全対策	87.5
5	高齢者対策	85.8
6	健康づくり	85.5
7	放置自転車対策	85.3
8	ごみ対策	85.1
9	緑化・水辺空間	85.0
10	環境対策	84.7

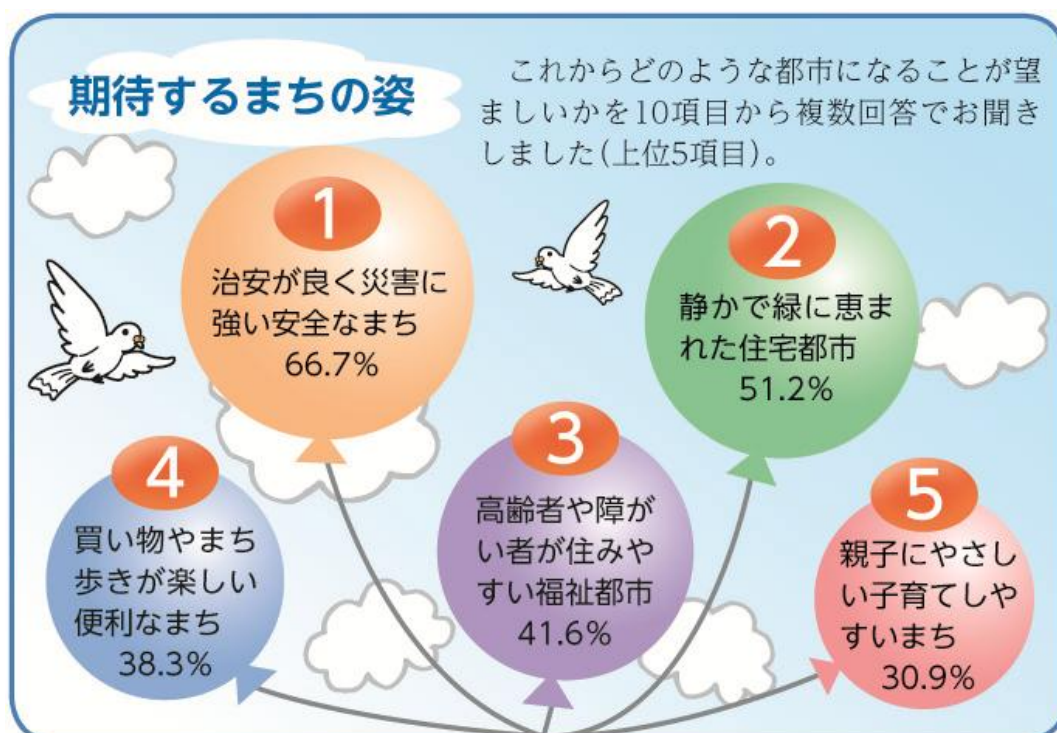
満足度順

順位	項目	満足度(%)
1	上・下水道	67.3
2	緑化・水辺空間	67.1
3	ごみ対策	64.4
4	健康づくり	63.6
5	文化・学習・スポーツ	63.4
6	交通・道路	56.4
7	放置自転車対策	53.0
8	生活環境対策	49.3
9	まちづくり・都市整備	45.3
10	安全対策	43.0

※重要度＝重要＋ある程度重要、満足度＝満足＋ある程度満足を5段階の評価から選択した方の合計です。

期待するまちの姿

これからどのような都市になることが望ましいかを10項目から複数回答でお聞きしました(上位5項目)。



— 第五期長期計画・調整計画策定委員会委員 —

◎夏目 重美	亜細亜大学 経営学部 教授
○松本 すみ子	東京国際大学 人間社会学部 教授
井出 多加子	成蹊大学 経済学部 教授
井原 高地	公募市民委員
小林 真理	東京大学大学院 人文社会系研究科 准教授
麓 幸子	日経BPヒット総合研究所長 執行役員
本田 兆美	公募市民委員
渡邊 大輔	成蹊大学 文学部現代社会学科 講師
五十嵐 修	副市長
堀井 建次	副市長

※ ◎:委員長 ○:副委員長